

T NEOBANK 特約

お客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)の設置する T ポイント支店(以下「T ポイント支店」といいます。)において取引を行う場合は、T ポイント支店において取扱う各種サービス・取引すべてにおいて、この特約(以下「本特約」といいます。)の下記条項に従うことに同意するものとします。

第 1 条(本特約の適用範囲)

1. 本特約は、お客さまが T ポイント支店において行うすべてのお取引について、銀行取引規定、その他の規定の特則として適用されます。本特約に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則など全て当社の定めるところによるものとします。ただし、これらの規定、規則などと本特約との間に矛盾抵触がある場合、本特約が優先して適用されるものとします。なお、当社の他の規定、規則などの制定・改廃については当社WEBサイト(<https://www.netbk.co.jp/contents/company/userules/>)への掲示により告知します。
2. 当社とお客さまの間では、お客さまが T ポイント支店において行うそれぞれの取引ごとに、他の支店との取引とは別途、契約が成立するものとし、それぞれの取引に係る各取引規定も、当社が別途定める場合を除き、T ポイント支店における取引の範囲内で適用されるものとします。

第 2 条(お申込みいただけるかた)

銀行取引規定第 1 条の定めにかかわらず、T ポイント支店の口座開設申込をすることができるのは、銀行取引規定第 1 条第 1 項の要件を満たすほか、以下の各号の要件を満たすかたに限るものとします。

- (1) CCCMK ホールディングス株式会社(以下「MKHD」といいます)が定める「T 会員規約」(https://www.ccc.co.jp/customer_management/member/agreement/)および「ポイントサービス利用規約」(https://www.ccc.co.jp/customer_management/member/agreement-point/)ほか必要な規約に同意している T 会員のかたであり、かつ、当社所定の条件を満たすかた
 - (2) 満 18 歳以上の日本国内に居住する個人のかた
- また、銀行取引規定第 4 条の定めにかかわらず、お客さまは、当社の他の支店に開設する代表口座に加え、T ポイント支店において代表口座を 1 口座のみ保有することができるものとします。

第 3 条(取引方法)

T ポイント支店における当社との取引方法は、銀行取引規定第 2 条の定めるところによりますが、端末を通じたインターネット経由による取引については、原則として、当社所定のスマートフォンアプリ(以下「T NEOBANK アプリ」といいます。)を介し、T NEOBANK アプリ専用の当社 WEB サイトにアクセスする方法によってのみご利用いただけます。当社所定の場合を除き、当社が一般的に提供する当社WEBサイトにアクセスすることによってはお取引いただけません。また、現金自動入出金機による取引は、キャッシュカードに代わる当社アプリによるサービスを利用した現金自動入出金機による取引に限ります。

第 4 条(口座開設方法)

銀行取引規定第 5 条第 1 項の定めにかかわらず、お客さまは、T ポイント支店との取引にあたっては、当社所定の方法により、当社所定の WEB サイトにアクセスし、当社所定の方法および操作手順にもとづいて、当社所定の各規定を承認のうえ、当社所定の申込画面に必要事項を入力し、当社に伝達することにより口座開設を申込みことができ、当社がこれを受領し認め、また MKHD およ

びヤフー株式会社所定の方法によりT会員ネットサービスとの連携手続が行われた場合に口座開設できるものとします。なお、銀行取引規定第5条第6項に定める取引時確認の方法は、当社所定の方法に限ります。

第5条(提供サービスの範囲)

Tポイント支店にてご利用いただける商品もしくはサービスまたは特典等の付与(キャンペーンの実施を含みます。以下同じ。)は、当社WEBサイトにおいて掲示する当社所定のものに限られ、他の支店で提供する商品もしくはサービスまたは特典等の付与の範囲とは異なります。

第6条(取扱時間)

銀行取引規定第14条に定めるほかTポイント支店のご利用においては、TNEOBANKアプリのシステム等の障害が発生した場合や、メンテナンス等の必要がある場合には、当社はお客さまに予告することなく、Tポイント支店におけるバンキングサービスの提供を一時停止、または中止することがあります。

第7条(カードの発行)

銀行取引規定第5条第5項、および第15条第1項ないし第3項の定めにかかわらず、当社は、Tポイント支店との取引に関し、お客さまに対し、デビット付キャッシュカード、認証番号カードの発行・貸与は行いません。

第8条(ポイントの付与等)

ポイントサービス規定の定めにかかわらず、当社は、お客さまがTポイント支店における取引により付与されるポイントをTポイントとし、MKHDに対して指図をすることにより、所定の条件により当社が指定する日(以下「ポイント付与日」といいます)にお客さまにTポイントを付与できるものとします。Tポイントに関する諸条件についてはMKHDが定める「T会員規約」、「ポイントサービス利用規約」、本規約および株式会社Tマネーが定めるTNEOBANK説明サイト(<https://tneobank.tsite.jp/>)において掲示するTポイント付与等に関する諸条件に定めるとおりとし、Tポイントに関する諸条件はこれらの定めの変更にしたがって変更されるものとします。なお、お客さまが第2条第1号のいずれかの要件を満たさなくなった場合またはお客さまからの申出によりもしくは第11条第2項(第12条第2項において準用する場合を含みます。)の定めによりTポイント利用手続きが解除された場合、Tポイント支店における取引においてTポイントの付与はなされず、利用もできません。Tポイントサービスをご利用するために、当社は、「Tポイント利用手続きに関する同意事項」(以下「同意事項」といいます。)に対するお客さまの同意に基づき、MKHDに対してお客さまの情報を提供します。MKHDは、提供された個人情報を、Tポイントサービスの提供その他MKHDの定めるT会員規約、ポイントサービス利用規約、および個人情報保護方針に記載する目的のためにのみ利用します。

第9条(カードローン随時返済)

1. Tポイント支店のお客さまは、Tポイント支店におけるカードローン規定に基づく貸付取引の随時返済にあたり、カードローン規定第8条に規定の方法に加えて、当社所定の方法および条件にもとづきTポイントを利用した返済をすることができます。ただし、次項に定める場合および約定返済額の返済が遅延している場合はこの限りではありません。
2. お客さまが、前項に基づきTポイントを利用した返済の申込を行った場合においても、前項の貸付取引以外に、お客さまが当社その他第三者に対して支払を遅滞している、Tポイント支店の代表口座円普通預金から引き落とされるべき他の債務がある場合には、当社は、当社の任意の順序により、お客さまが前項本文に基づき利用の申込を行ったTポイントを、当社所定の方法および条件

にもとづき、原則として当該他の債務の支払いに充当するものとします。

第10条(スポーツくじチケット購入)

1. Tポイント支店のお客さまは、住信SBIネット銀行スポーツくじ 特約第7条第4項の方法に加えて、Tポイント支店における住信SBIネット銀行スポーツくじの利用により取引サイトを通じて購入するスポーツくじ購入の代金として、当社所定の条件にもとづきTポイントを利用することができます。なお、住信SBIネット銀行スポーツくじ 特約第8条または第12条に基づく返還金の入金と同各条に定めるとおりとし、Tポイントは返還されません。
2. 前項にかかわらず、お客さまが、前項に基づきTポイントを利用したスポーツくじ購入の申込を行った場合においても、スポーツくじチケットの購入代金以外に、お客さまが、当社または第三者に対して支払を遅滞している、Tポイント支店の代表口座円普通預金から引き落とされるべき他の債務がある場合には、当社は、当社の任意の順序により、お客さまが前項本文に基づき利用の申込を行ったTポイントを、当社所定の方法および条件にもとづき、原則として他の債務の支払いに充当するものとします。

第11条(公営競技入金)

1. Tポイント支店のお客さまは、当社所定の公営競技サービス口座への入金を目的として、当社所定の条件にもとづき、当社所定の方法により、Tポイントを利用した代表口座円普通預金への振替(以下「Tポイント振替」といいます。)を行うことができます。
2. 当社は、Tポイント支店のお客さまが、Tポイント振替を行ったにもかかわらず公営競技サービスへの入金を実施しないことを繰り返すなど、前項のTポイント振替を同項所定の目的のために行っていないと認める場合には、お客さまのTポイント利用手続きを解除することができます。
3. Tポイント支店のお客さまが第1項のTポイント振替を行った場合に、お客さまが、当社または第三者に対して支払を遅滞している、Tポイント支店の代表口座円普通預金から引き落とされるべき他の債務があるときには、当社は、当社の任意の順序により、お客さまが前項に基づいて振替を行った金額を、当社所定の方法および条件にもとづき、原則として他の債務の支払いに充当するものとします。

第12条(外貨普通預金口座への預入れ)

1. Tポイント支店のお客さまは、当社に開設された外貨普通預金口座への預入れを目的として、Tポイント振替を行うことができます。
2. 前条第2項の規定は、Tポイント支店のお客さまが、前項のTポイント振替を同項所定の目的のために行っていないと認める場合について、前条第3項の規定は、Tポイント支店のお客さまが、前項のTポイント振替を行った場合に、お客さまが、当社または第三者に対して支払を遅延している、Tポイント支店の代表口座円普通預金から引き落とされるべき他の債務があるときについて、それぞれ準用します。

第13条(他の支店の口座および取引との関係)

お客さまがTポイント支店との取引に関して申告したお客さま情報が、当社の他の支店の口座または取引に関して申告されたお客さま情報と一致する場合、当社は、これらの口座または取引を同一のお客さまのものとして取扱う場合があります。

第14条(規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本特約を変更する旨、

変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイト

(<https://www.netbk.co.jp/contents/company/userules/>)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本特約を変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が、本特約に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上